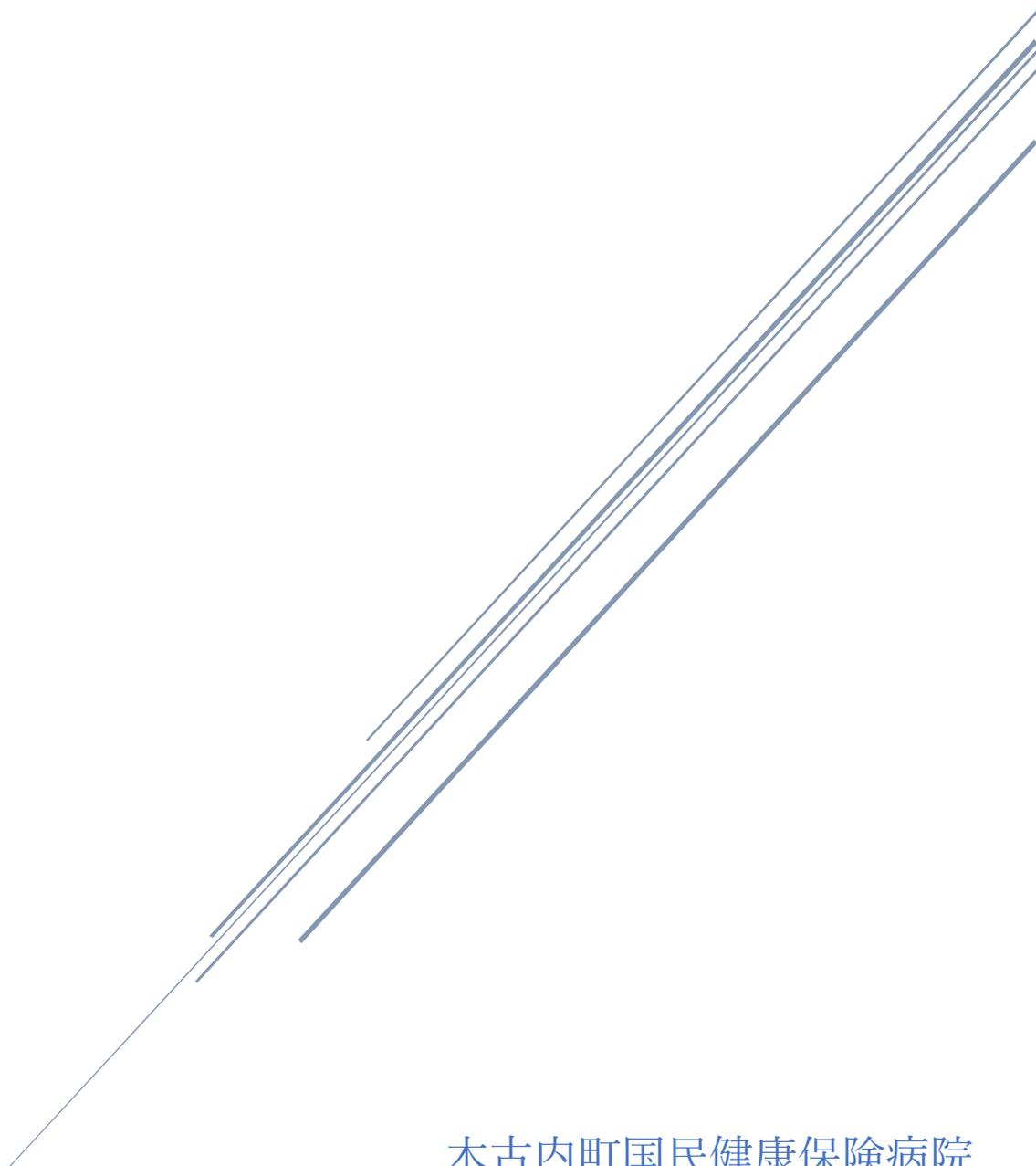


高齢者虐待防止のための指針



木古内町国民健康保険病院

木古内町国民健康保険病院は、入院患者および外来通院患者、介護サービス利用者への虐待防止を図るための指針を次の通り定める。

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は、人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為です。当院では、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資するために、入院患者および外来通院患者、介護サービス利用者の虐待防止や虐待の早期発見、早期対応に努めることを目的とする。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 当施設に、虐待防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) この委員会の委員は、身体拘束に関する委員会を兼任することができる。
- (3) 委員会は、年1回以上の定期的開催（以下「定期委員会」という。）と虐待被疑事例が発生した場合の適宜開催（以下「適時委員会」という。）の2種類とする。なお、委員会は定期・適時ともに同一の主体が行います。
- (4) 委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。
- (5) 定期委員会は、主に組織体制や研修など運営に関する事柄を扱い、適時委員会では通常業務において発生する虐待事件に随時対応する。
- (6) 定期委員会は、主に次の事項について検討する。ただし、ホ・ヘ・トについては、各事例につき適時委員会において速やかに評価・検討を行います。
 - イ) 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ) 職員が高齢者虐待を把握した場合、市町村への迅速な通報に関すること
 - ヘ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析、再発の確実な防止策に関すること
 - ト) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (7) 適時委員会は、養護者（患者・利用者の家族等）による虐待や職員による虐待が疑われる場合、若しくは職員その他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合、速やかに開催することとし、主に次の事項について検討する。
 - イ) 問題とされる事実の確認
 - ロ) 問題とされる事実の評価（虐待認定）
 - ハ) 虐待認定した場合の市町村への通報
 - ニ) 虐待認定しない場合の組織的対応の検討
 - ホ) 職員が虐待をした場合の被虐待者への謝罪や法的責任の履行に関する検討
 - ヘ) 職員が虐待をした場合の関係者への謝罪や対外的な事実公表に関する検討

ト) 虐待等が発止した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

チ) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(8) 委員会で協議し決定した事項は、当員職員全員に周知徹底を図る。

(9) 委員会の議事録のうち個別事例に関する部分については、秘匿性の高い情報を扱うため原則として非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実行化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、職員の新規採用時に虐待防止のための基礎研修を実施する。研修の実施にあたっては、本指針に基づき虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発や虐待の防止の徹底に関する内容とし、研修結果は当事業所において記録し保管する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 木古内町高齢者虐待対応マニュアルに準じて対応する。

(2) 何人も高齢者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。

(3) 虐待が明らかであり、被害が深刻で緊急性が高いと判断される場合には委員会を通すことなく直ちに対象の町の地域包括支援センターに通報し、その後速やかに委員会へ報告・連絡を行う。一方で、虐待の有無が不明である場合や判断が困難な場合は、速やかに委員会へ報告、相談を行い、対応を協議する。

(4) 虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。

(5) 虐待の通報者は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けないとともに、通報者の特定に資する情報を漏らさないようにする。

(6) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても、秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 相談窓口は原則として営業時間内とし、緊急性の高い場合の時は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し柔軟に対応する。

(2) 虐待の可能性に気づいた職員は、所属長に相談・報告をする義務がある。

(3) 相談・報告を受けた所属長は、指定の報告書に記載し、窓口である患者サポートセンターに速やかに報告をし、合わせて報告書を提出する。

(4) 患者サポートセンターでは、報告書をもとに、各町の地域包括支援センターに相談・通報を行う。その後、委員会に報告し、必要時、適時委員会を開催する。

- (5) 相談者や通報者の特定に資する個人情報や、保護され虐待者等に漏らさないようにする。
- (6) 相談・報告の記録は、都度窓口が作成し万全なセキュリティ体制を講じたうえで保管する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止と権利擁護の観点からは、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも必要となる。また、虐待者が家族の場合は後見申立を期待できないため、他の4親等内の親族を調査するか、行政に対し市町村長による申立を積極的に求める。

- (1) 身体的虐待や不作為による虐待（ネグレクト）等が原因で老人福祉法上の措置により、介護施設などに入所したが、被虐待者が認知症等である場合
- (2) 認知症の被虐待者が親族等から経済的虐待を受けている場合
- (3) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が詐欺や押し売りなどの被害に遭い、または被害に遭うであろうことが予測される場合。
- (4) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が自身の生活環境を維持できず、生命の維持が危ぶまれる（セルフネグレクト）状態となることが予想される場合。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は、委員会に報告し、以後委員会において対応する。このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示はできない。
- (2) 虐待通報後、虐待者から恫喝等の違法行為を受けた場合は、速やかに警察に報告する。
- (3) 養護者が虐待者である場合は、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・指導およびその助言、その他必要な措置を講じる。

8. 患者・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、患者・利用者および家族、関係機関閲覧できるよう当施設内に掲示するとともにホームページに掲載する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針の詳細については、木古内町高齢者虐待対応支援マニュアルおよび木古内町国民健康保険病院高齢者虐待防止マニュアルに基づいて対応する。また、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者支援等に関する法令」の改正等が行われた場合は、委員会で当該指針に関する変更について適宜協議する。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。